

神戸市商店街等街路灯電力料補助金交付要綱

昭和 44 年 6 月 23 日局長決定

最終改正 令和 7 年 10 月 21 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の商店街・小売市場（以下「商店街等」という。）の発展と安全の確保を図るため、商店街等が所有する街路灯などの電力料に対する補助金の交付について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、商店街等であり、神戸市経済観光局商業流通課（以下「商業流通課」という。）に登録されている団体とする。
なお、この要綱において、商店街等とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する事業協同組合又は協同組合連合会
- (3) (1)又は(2)に掲げる団体に準ずる非営利法人で、定款等を定め、概ね 15 以上の構成員で組織される団体
- (4) (1)又は(2)に掲げる団体に準ずる任意の商業者団体で、規約等を定め、概ね 15 以上の構成員で組織され、相当の事業実績を有する団体
- (5) (1)から(4)までの団体で構成される連合体

(補助対象施設)

第 3 条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、当該年度の 4 月 1 日時点において補助対象団体が設置・管理する共同施設のうち、次の各号に掲げるものとする。
ただし、個別の店舗の照明又は広告を主とした施設は除くものとする。

- (1) 街路灯（道路上の独立柱）
- (2) アーチ（照明付）
- (3) 日よけ（照明付）
- (4) アーケード（照明付）

2 補助対象施設は、次の各号の全ての要件を備えるものでなくてはならない。

- (1) 公道上に設置され道路占用許可を受けたもののほか、補助対象団体の店舗に面する道路及び敷地内通路のうち、土地の所有者等がその権原に基づいて終日来客者や一般交通の用に供しているものの上に設置されたものであること。
- (2) 街路を明るくすることで、犯罪の防止や交通の安全に役立ち、商店街等の発展と安全の確保に繋がると認められるものであること。
- (3) 補助対象団体において電力料を負担しているものであること。
- (4) 補助対象団体において適切な維持管理が行われていること。

(5) 神戸市街灯助成金交付要綱に基づく建設局の助成金交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、街路灯1灯あたり2千円とし、予算の範囲内で交付する。なお、補助対象団体が当該年度に支払う補助対象施設の電力料相当額を超えないものとする。

2 アーチ、日よけ、アーケードについては、次の各号に定める方法を用いて街路灯数に置き換えるものとする。

(1) アーチは、道路を横断するものを2灯と換算し、それ以外は1灯と換算する。

(2) 日よけ及びアーケードは、第3条第1項第3号及び第4号に掲げる施設ごとに20㎡あたり1灯と換算する。なお、施設の総面積が20㎡未満の場合は1灯、20㎡を超える場合は20㎡で除した数を四捨五入し、街路灯数を算出する。

3 補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

4 その他市長が必要と認める場合、別途算定方法を示し補助金の額を定める。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長の指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 街路灯電力料補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 補助対象施設の概要がわかる資料（前年度以前において、既に商業流通課に提出済であり内容に変更がない場合は不要）

(3) 電力会社の領収済証明書

(4) 構成員名簿（当該年度において、既に商業流通課に提出済の場合は不要）

(5) 補助金振込先金融機関の通帳等の写し

(6) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請団体に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請団体に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、必要に応じて交付条件を付することができるものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定により申請団体へ通知を行ったのち、速やかに補助金を申請団体に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該補助団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金規則第20条及び第21条に基づき、特にやむを得ない事業があると認める場合を除くほか、加算金及び遅延利息を付したうえで、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を公表し、及び当該補助団体に対し、当該補助金の交付決定を取り消した年度から起算して5年間は商業流通課が所管する各補助金の申請を認めないことができる。

(1) 当該補助団体の名称

(2) 第1項の規定により補助金の交付を取り消した旨

(3) 前項の規定により補助金の返還をさせる場合にあつてはその旨及びその額

(返還請求)

第9条 市長は、補助金規則第20条第1項による補助金の返還請求をする場合、返還請求書（様式第5号）により行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、昭和44年6月23日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年12月17日から施行する。

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

この要綱は、令和6年1月12日から施行する。

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

この要綱は、令和7年10月21日から施行する。